

別記様式第1号の2（第3条、第51条の8関係）

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日

四日市市 消防署長

防火 管理者
防災

住 所氏 名

別添のとおり、
防火 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。
防災

| | | | |
|--|---------------------|-------|--|
| 管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) | | | |
| 防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物 | | | |
| 防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称) | | | |
| 複数権原の場合に管理権原に属する部分の名称 (変更の場合は、変更後の名称) | | | |
| 防火対象物 又は の用途 ^{※1} 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途) | 令別表第1 ^{※1} | () 項 | |
| その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項) | | | |
| 受付欄 ^{※2} | 経過欄 ^{※2} | | |
| | | | |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。
 3 ※1 欄は、複数権原の場合にあっては管理権原に属する部分の情報を記入すること。
 4 ※2 欄は、記入しないこと。

消防計画

年 月 日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理の徹底を期し、火災、その他の災害による物的及び人的被害を軽減することを目的とする。

(諸規定との関連)

第2条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は別に定める場合のほか、この計画の定めるところによるものとする。

第2章 防火管理機構

(防火管理者の権限)

第3条 防火管理者は、_____があたり、この計画に関する一切の権限を有するものとする。

(防火管理者の業務)

第4条 防火管理者は、次の各号の業務を行うものとし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (4) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査の実施
- (5) 火気の使用又は取扱に関する指導監督
- (6) 収容人員の管理

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、予防管理組織として防火管理者のもとに火元責任者を定めるほか、建築物や消防用設備等、危険物施設、火気を使用する設備器具等の自主点検員を配置するものとする。

2 予防管理組織の編成は、別表第1のとおりとする。

(自衛消防組織)

第6条 火災などの事故発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防組織として自衛消防隊長及び係員を配置するものとする。

2 自衛消防組織及び任務分担は別表第2のとおりとする。

(夜間・休日の体制)

第7条 夜間及び休日の防火管理及び無人時の体制は、別表第2の2のとおりとする。

第3章 火災予防

(点検検査基準)

第8条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は、別表第3のとおりとする。

第4章 火災防ぎよ

(防ぎよ)

第9条 当該防火対象物の内外で、火災などの災害が発生した場合には、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防組織を編成して、任務の遂行にあたるものとする。

2 消防隊が到着した際、通報連絡及び避難誘導を実施している者は、到着した消防隊を誘導するほか、人命救助の要否、火災の状況その他必要な事項について情報提供するなど、消防隊の協力にあたるものとする。

第5章 教育訓練

(教育訓練)

第10条 防火管理者は、当該防火対象物の関係者に、防火に関する教育訓練を実施するものとする。

(自衛消防訓練)

第11条 防火管理者及び関係者は、有事における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防訓練により、消火、避難等に係る技術の練磨を図るものとする。

2 訓練の種類は次のとおりとする。

- (1) 部分訓練（消火、通報、避難、その他）
- (2) 総合訓練

第6章 消防機関との連絡等

(連絡事項)

第12条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関へ連絡を行うとともに、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- (1) 消防計画の提出（変更の際はその都度）
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物又は諸設備変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理について必要な事項

第7章 地震対策

(震災予防措置)

第13条 地震災害の予防措置として、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査
- (3) 危険物等の漏洩、流出等の防止措置

(地震時の活動)

第14条 地震時の活動は、次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、全従業員を指揮し、火気を使用する設備器具等からの出火防止及び救助活動・避難行動等の防災上とるべき措置を行う。
- (2) 従業員は、避難者等に対して必要な指示をし、混乱防止に努める。
- (3) 避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。
- (4) 避難場所は、_____とし、誘導には防火管理者等がある。

2 地震後に建物や設備、器具等を使用する必要があるときは、建物等の点検や検査を実施し、安全が確認できたあとに使用する。

(南海トラフ地震への対応)

第15条 南海トラフ地震への対応は、前2条によるほか次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、南海トラフ地震臨時情報を覚知した場合又は南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合には、全従業員に対して、海岸から離れ、安全な場所へ避難するよう指示するとともに、地震及び津波に関する詳細な情報を収集する。
- (2) 情報収集の結果、災害が発生すると予想されるときは、当該施設内のすべての者に対し、現在の状況、今後の見込み及び必要な措置について周知する。
- (3) 防火管理者は、津波が到達する時間から避難に要する時間を差し引いた時間を「避難限界時間」として設定して、避難誘導係を中心とした自衛消防組織に周知し、当該時間までに避難を開始させるよう指示する。
また、避難の際には、自動車による避難の自粛の呼びかけや、正確な情報を入手する方法、避難の対象地区、避難場所までの避難経路等についての広報も併せて実施する。
- (4) 前各号に掲げるほか、防火管理者は、津波からの避難に支障がない範囲で、係員に対して、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を指示する。
- (5) 防火管理者は、南海トラフ地震発生後、2週間程度は後発地震が発生する可能性が高いことから、建物及び設備等の安全点検を実施して、危険箇所への進入防止対策や注意喚起表示及び使用禁止表示などの二次災害を防ぐための必要な措置を講ずる。

2 防火管理者は、南海トラフ地震対策として、従業員に対し、次に掲げる事項について、あらかじめ教育を実施する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動や津波に関する知識
- (2) 南海トラフ地震発生時の従業員等の役割
- (3) 避難対象地区、避難場所及び避難の経路
- (4) 南海トラフ地震対策として、現在講じている対策
- (5) 南海トラフ地震対策として、今後取り組むべき課題

3 防火管理者は、南海トラフ地震に関する情報の収集及び伝達の訓練、並びに津波からの避難に関する訓練を年1回以上実施する。

第8章 付 則

(消防計画の適用範囲)

第16条 本計画は、_____に出入りする、すべての者に適用するものとする。

(計画の施行)

第17条 この計画は、 年 月 日より施行する。

予防管理組織編成表

| | | |
|--------------|--------------------|--|
| | 火元責任者 () | 火元責任者は、火気の取扱にあたってはその方法を誤らないよう注意し、機器は常に整備手入れを十分行い、使用後は消火及び元栓等を確認する。 |
| | 建築物等の自主点検員 () | 建物内外の防火区画の位置、構造、防火戸、排煙口等の管理及び点検 |
| | 火気使用施設自主点検員 () | 炊事器具、暖房用器具、燃焼置場、喫煙場所等の管理及び点検 |
| | 危険物施設自主点検員 () | 危険物施設、危険物等の安全管理及び点検 |
| 防火管理者 () | 機械設備自主点検員 () | 機械設備の軸受の過熱防止、粉塵の除去等、機械設備の維持管理及び点検 |
| | 消防設備自主点検員 () | 簡易消火用具、消火器、屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備の点検 |
| | 警報設備自主点検員 () | 非常警報器具、非常警報・放送設備、自動火災報知設備の点検 |
| | 避難設備自主点検員 () | 避難階段、非常口、誘導灯、救助袋、緩降機、梯子、ロープ等の点検 |

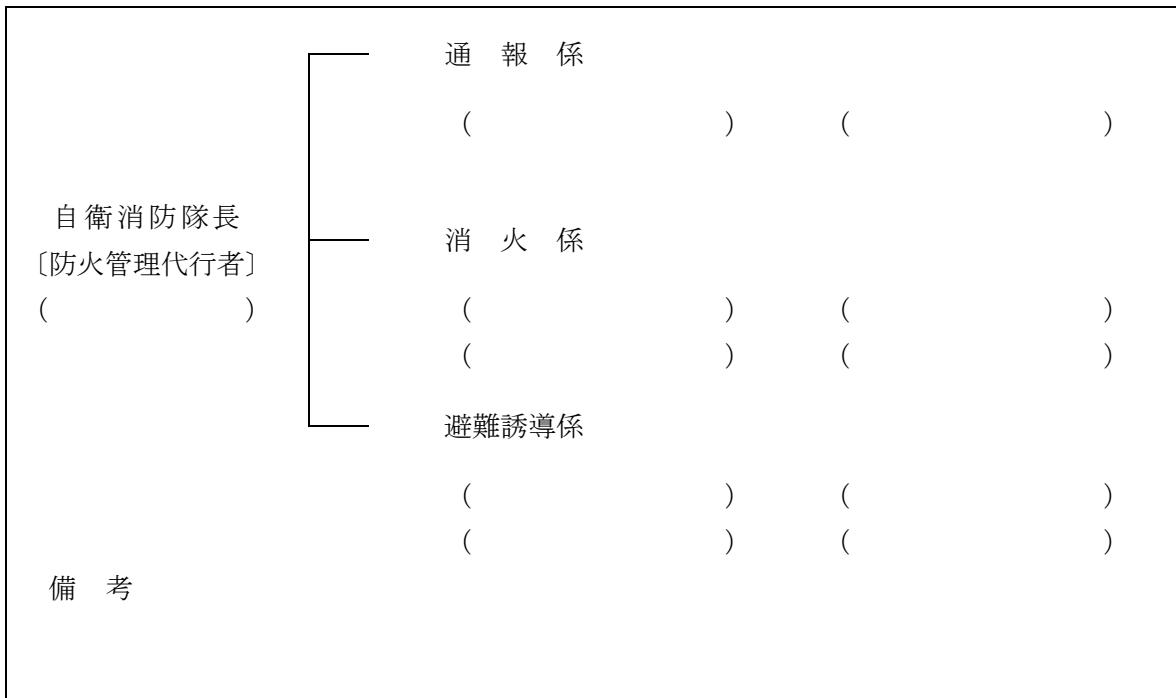
自衛消防組織編成表

| | |
|---------------|--|
| | —— 通 報 係 () () |
| | 消防機関に対する通報の責任を付与し、その確認にあたる。 |
| 自衛消防隊長 () | —— 消 火 係 () () 消火器、屋内消火栓にて初期消火にあたる。 |
| 防火管理 者 () | —— 避難誘導係 () () 避難者の誘導にあたる。 |
| | —— 搬 出 係 () () 重要書類、重要物件等の非常搬出にあたる。 |

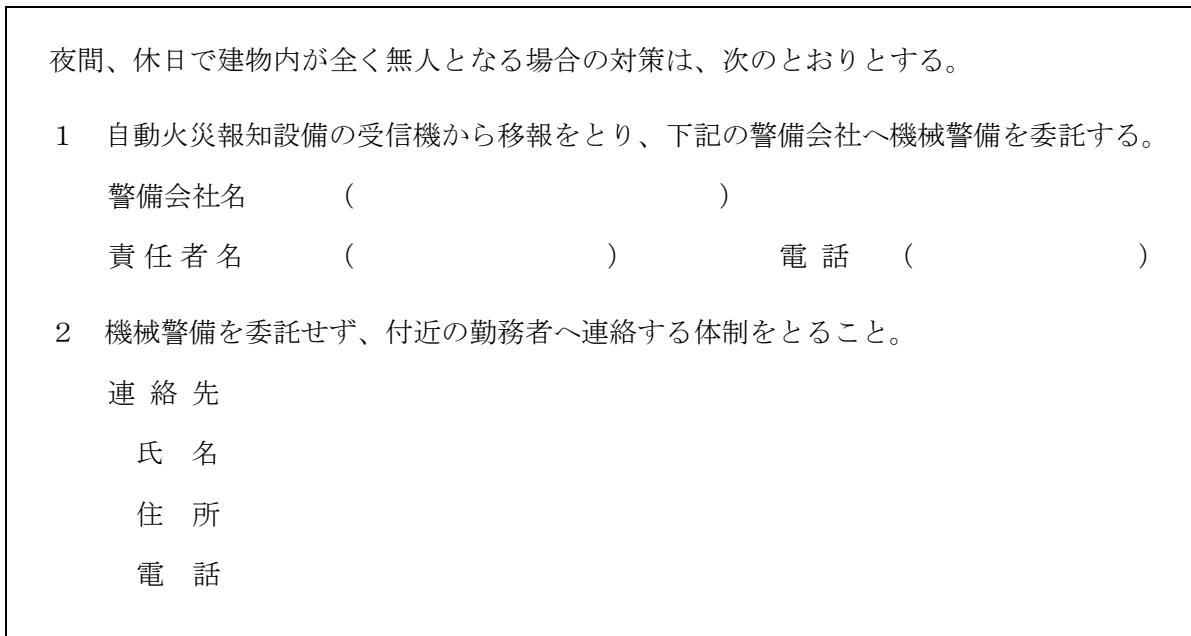
別表第2の2

夜間・休日等の防火管理体制

1. 夜間・休日の防火管理体制



2. 無人時の対策



点 檢 檢 查 基 準

1. 自主検査

| 区 分 | 検査内容 | 回 数 | 検査員 |
|------------|---------|-----------|-----|
| 整理清掃状況 | 屋内、屋外 | 終業後1回以上 | |
| たき火、喫煙管理状況 | 屋内、屋外 | 随時、終業後 | |
| 火気使用施設 | 機械器具の管理 | 始、終業各1回以上 | |
| 電気設備 | 全般事項 | 毎月1回以上 | |
| 危険物等関係 | 全般事項 | 随時 | |

2. 消防用設備等点検

| 区 分 | 機器点検 | 総合点検 | 点検業者名 |
|------------|---------|--------|-------|
| 消火器具 | 6ヶ月毎に1回 | | |
| 誘導灯、誘導標識 | 6ヶ月毎に1回 | | |
| 屋内・屋外消火栓設備 | 6ヶ月毎に1回 | 1年間に1回 | |
| スプリンクラー設備 | 6ヶ月毎に1回 | 1年間に1回 | |
| 自動火災報知設備 | 6ヶ月毎に1回 | 1年間に1回 | |
| 非常警報器具及び設備 | 6ヶ月毎に1回 | 1年間に1回 | |
| 漏電火災警報器 | 6ヶ月毎に1回 | 1年間に1回 | |
| 避難器具 | 6ヶ月毎に1回 | 1年間に1回 | |

教 育 訓 練 計 画

| 計 画 事 項 | 計 画 内 容 | 実 施 内 容 |
|----------------------|---|-----------|
| 従 業 員 に 対 す る 教 育 | 1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底 4. その他防火管理業務遂行上必要な事項 | 年 1 回 |
| 新 任 者 に 対 す る 教 育 | 1. 防火管理機構の周知徹底 2. 防火管理上の遵守事項 3. 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底 4. 安全な作業等に関する基本的事項 5. 消防計画の周知徹底 | 隨 時 |
| 自 衛 消 防 訓 練 | 1. 通報訓練 2. 消火訓練 3. 避難誘導訓練 | 年 2 回 以 上 |

年 間 防 火 計 画 表

| 月別 | 行 事 | 設備及び消防用設備 | 訓 練 |
|----|-----------------|-----------|-----|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | 春 の 火 災 予 防 運 動 | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | 危険物安全管理強調月間 | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | 秋 の 火 災 予 防 運 動 | | |
| 12 | | | |

避 難 経 路 図

